

風営法改正に伴う「石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」等の改正について

1 法改正の理由

ダンスをめぐる国民の意識の変化、ナイトライフの充実等の観点から、今回の風営法改正で次の規制が緩和された。

- ① 特定地域における営業延長時間の上限を撤廃
- ② ダンス飲食店の営業区分の変更
- ③ ゲームセンターへの年少者立入規制
- ④ 特定遊興飲食店営業許可の新設

2 法改正の状況

平成27年6月24日 公布

平成28年3月下旬 新設許可の「特定遊興飲食店営業」申請受理開始(予定)

6月下旬 施行(予定)

3 風営法と条例の改正概要

	風営法改正	条例改正が必要な事項																									
風俗営業	<p>① 営業時間</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>通常地域</td> <td>日の出～24時</td> </tr> <tr> <td>特定地域(片町)</td> <td>日の出～翌1時</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>通常地域</td> <td>6時～24時</td> </tr> <tr> <td>特定地域(片町)</td> <td>6時～条例の定める時間</td> </tr> </table> <p>◎ 赤字 1から 8が改正検討事項です</p> <p>1 片町地区の風俗営業延長可能時間を決定</p>	通常地域	日の出～24時	特定地域(片町)	日の出～翌1時	通常地域	6時～24時	特定地域(片町)	6時～条例の定める時間	<p>○ 特定遊興飲食店営業とは・・・</p> <p>照度10ルクス超の営業所で 酒類を提供し 深夜まで客にダンス等の遊興をさせる営業</p> <p>改正前は、ダンスは風俗営業として規制、その他の遊興行為は深夜飲食店で禁止されていたが、酒類の提供がない場合は、規制されないこととなった。</p> <p>※ 遊興行為・・・営業者が積極的に働き掛けて客に遊び興じさせる行為</p> <p>(例) ①ダンスをさせる行為 ②ショーや演芸等の興業を見せる行為 ③歌手がその場で歌う歌、生バンドの演奏を聞かせる行為 ④のど自慢大会等の遊戯、ゲーム等に参加させる行為</p> <p>特定遊興飲食店営業について新たに条例で規制を定める必要</p> <p>【現行条例規制】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>2 保護者同伴の場合に規制緩和をするかの決定</p>	16歳未満の 18時以降立入禁止	16歳未満の 18時以降立入禁止															
	通常地域	日の出～24時																									
	特定地域(片町)	日の出～翌1時																									
通常地域	6時～24時																										
特定地域(片町)	6時～条例の定める時間																										
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
<p>② 営業区分</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待)</td> </tr> <tr> <td>2号 接待飲食店(飲食+接待)</td> </tr> <tr> <td>3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)</td> </tr> <tr> <td>4号 ダンスホール(ダンス)</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>新1号 接待飲食店(飲食+接待)</td> </tr> <tr> <td>新2号 低照度飲食店(飲食)</td> </tr> <tr> <td>特定遊興飲食店</td> </tr> <tr> <td>飲食店営業</td> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> </tr> </table> <p>3区分に分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照度</th> <th>酒類提供</th> <th>深夜営業</th> <th>営業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10ルクス以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>新2号 低照度飲食店(飲食)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10ルクス超</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>特定遊興飲食店</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>飲食店営業</td> </tr> </tbody> </table>	1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待)	2号 接待飲食店(飲食+接待)	3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)	4号 ダンスホール(ダンス)	新1号 接待飲食店(飲食+接待)	新2号 低照度飲食店(飲食)	特定遊興飲食店	飲食店営業	規制対象外	照度	酒類提供	深夜営業	営業区分	10ルクス以下	-	-	新2号 低照度飲食店(飲食)	10ルクス超	あり	あり	特定遊興飲食店	なし	なし	飲食店営業	<p>○ 特定遊興飲食店営業とは・・・</p> <p>照度10ルクス超の営業所で 酒類を提供し 深夜まで客にダンス等の遊興をさせる営業</p> <p>改正前は、ダンスは風俗営業として規制、その他の遊興行為は深夜飲食店で禁止されていたが、酒類の提供がない場合は、規制されないこととなった。</p> <p>※ 遊興行為・・・営業者が積極的に働き掛けて客に遊び興じさせる行為</p> <p>(例) ①ダンスをさせる行為 ②ショーや演芸等の興業を見せる行為 ③歌手がその場で歌う歌、生バンドの演奏を聞かせる行為 ④のど自慢大会等の遊戯、ゲーム等に参加させる行為</p> <p>特定遊興飲食店営業について新たに条例で規制を定める必要</p> <p>【現行条例規制】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>2 保護者同伴の場合に規制緩和をするかの決定</p>	16歳未満の 18時以降立入禁止	16歳未満の 18時以降立入禁止
1号 キャバレー(ダンス+飲食+接待)																											
2号 接待飲食店(飲食+接待)																											
3号 ダンス飲食店(ダンス+飲食)																											
4号 ダンスホール(ダンス)																											
新1号 接待飲食店(飲食+接待)																											
新2号 低照度飲食店(飲食)																											
特定遊興飲食店																											
飲食店営業																											
規制対象外																											
照度	酒類提供	深夜営業	営業区分																								
10ルクス以下	-	-	新2号 低照度飲食店(飲食)																								
10ルクス超	あり	あり	特定遊興飲食店																								
	なし	なし	飲食店営業																								
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
<p>③ ゲームセンターへの年少者立入規制</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>立入規制</td> <td>18歳未満の 22時～日の出立入禁止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>立入規制</td> <td>18歳未満 22時～翌6時立入禁止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18歳未満の 22時以前の時間規制 保護者同伴等の条件付与 が追加</td> </tr> </table>	立入規制	18歳未満の 22時～日の出立入禁止		条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる	立入規制	18歳未満 22時～翌6時立入禁止		18歳未満の 22時以前の時間規制 保護者同伴等の条件付与 が追加	<p>特定遊興飲食店営業について新たに条例で規制を定める必要</p> <p>【現行条例規制】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>【改正】</p> <table border="1"> <tr> <td>16歳未満の 18時以降立入禁止</td> </tr> </table> <p>2 保護者同伴の場合に規制緩和をするかの決定</p>	16歳未満の 18時以降立入禁止	16歳未満の 18時以降立入禁止																
立入規制	18歳未満の 22時～日の出立入禁止																										
	条例で 18歳未満の 22時以前の時間規制 を追加できる																										
立入規制	18歳未満 22時～翌6時立入禁止																										
	18歳未満の 22時以前の時間規制 保護者同伴等の条件付与 が追加																										
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
16歳未満の 18時以降立入禁止																											
特定遊興飲食店	<p>3 営業許容地域の指定</p> <p>【1平方キロに風俗営業等が300箇所以上の繁華街又は居住者100人以下の地域】</p> <p>4 営業制限時間の指定</p> <p>【通勤、通学者と酔客の分離の観点から営業制限時間を定める】</p> <p>5 保全対象施設の決定</p> <p>【深夜に酔客等の影響がある施設を保全対象施設とし、一定の距離では営業できない】</p> <p>6 遵守事項の決定</p> <p>【騒音、振動規制等の遵守事項を定める】</p>																										
その他	<p>7 風俗環境保全協議会の設置</p> <p>【風俗営業、特定遊興飲食店営業の営業所が集中している地域等に置くことができる】</p> <p>8 石川県迷惑行為等防止条例(再発防止命令の効力時間の変更)</p> <p>【風俗営業の開始時間が、日の出→午前6時となったことによる所要の改正】</p>																										